



## 戸籍のフリガナの届け出に関する 詐欺にご注意ください！

改正戸籍法施行により2025年5月以降、本籍地から  
戸籍に記載する予定のフリガナを確認する通知が届きます  
(本籍が当別町の方は、8月下旬以降になります)

通知されたフリガナ  
が誤っていた

届出**必要**

通知されたフリガナ  
に誤りがない

届出**不要**

**注意!!** 届け出にあたって法務省や市町村が  
**金銭を支払うよう要求をすることはありません**  
届け出に手数料はかかりません・届け出をしなくても罰則はありません

☎ **不審に思ったら、相談しましょう**

- 23-2436 (担当窓口：当別町役場 戸籍年金係)
- 23-2151 (当別交番)
- 23-3209 (当別町役場 消費生活相談窓口)
- 26-2151 (太美交番)
- #9110 (警察相談)

**緊急速報!! 町内で詐欺電話発生!!**  
4月に当別町内の高齢者宅に役場職員を名乗り「還付金の封書は届いていないか」  
などと電話があり、その後、ご利用の金融機関の職員を名乗る者から電話があり  
口座番号と暗証番号を聞かれるという詐欺電話がありました。  
役場、金融機関、警察などが電話で口座番号や暗証番号を聞くことはありません。  
このような電話があつたら、すぐに電話を切って警察に相談してください！  
電話で暗証番号を聞かれたら、詐欺電話です！すぐに → **警察相談 #9110**



「この契約大丈夫?」「これって怪しい?」など不安な時は相談してください！  
**当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209**  
当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)



▲ 過去の見守り情報